

## 別紙標準様式（第7条関係）

## 会議録

会議の名称	第2回 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会（阪保育所）
開催日時	令和3年10月24日（日） 午後1時30分から午後4時00分まで
開催場所	枚方市役所別館4階 第3・4委員会室
出席者	会長：富岡委員 委員：石田委員、今西委員、川端委員、西田委員、松田委員、福間委員、松本委員
欠席者	なし
案件名	報告案件 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項について 審議案件 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案）と選定方法について
提出された資料等の名称	資料1 枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項（阪保育所） 資料2 枚方市立保育所移管に係る提出書類等及びプレゼンテーションについて（関係書類一式） 資料3 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（阪保育所）（案） 資料4-1 選定審査の手順について（案） 資料4-2 枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会 選定基準（案） 資料4-3 委員欠席の場合の選定審査に係る採点方法について（案） 資料5 今後のスケジュール（案） 参考資料1 委員配席表
決定事項	・枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案）と選定方法について確認した
会議の公開、非公開の別及び非公開の理由	枚方市情報公開条例第5条第1項第6号、第7号に規定する非公開情報が含まれる事項について審議を行うため非公開。
会議録の公表、非公表の別及び非公表の理由	公表
傍聴者の数	—
所管部署（事務局）	子ども未来部 私立保育幼稚園課

## 審 議 内 容

### 【会長】

本日は日曜日にもかかわらず、お忙しい中お集まりいただき、本当にありがとうございます。第2回枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会を始めさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

事務局から本日の会議について、説明をお願いします。

### 【事務局】

本審査会の委員の出席状況でございますが、本審査会は委員8名で構成されており、8名全員に出席いただいておりますので、本審査会が成立していることをご報告申し上げます。

続きまして、本日の配付資料についてご説明させていただきます。

#### (配付資料の確認)

本日の資料につきましては、選考に関する情報が含まれておりますので、第1回選定審査会と同様に事務局で会議終了後にそれぞれの委員用のフラットファイルに綴じて保管をさせていただきます。会議終了後は全ての書類を机の上に置いたままにさせていただきますようお願いいたします。

続いて、本日の案件につきましては、次第に従いご説明いたします。まずは報告案件といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項について。審議案件といたしまして、枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案）と選定方法について。

以上でございます。

なお、前回、会議録の作成についてご審議いただきましたが、本日の会議につきましても、意思形成過程が過ぎましたら公開させていただきます。そのため会議録作成に当たり、録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。

また、本日の配席については、保護者委員の方から意見を出しやすい形の配席にしてほしいというご要望がございましたので、このような配席にしております。

### 【会長】

それでは、会議を進めていきたいと思っております。まずは報告案件、枚方市立保育所民営化に係る運営法人募集要項について、事務局から説明をお願いいたします。

### 【事務局】

(資料1、資料2をもとに募集要項の修正を行った箇所について説明)

### 【会長】

ありがとうございました。

募集要項につきましては、第1回の選定審査会の際に大変建設的なご意見を賜ったと思っております。それを私に一任をいただきまして、当日持ち帰りました意見を中心に反映し、事務局と調整の上、決定させていただきました。募集要項につきましては、これで決定とさせていただきますが、この件について、何かご質問、ご意見等いかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

ありがとうございます。

それでは、次に、審議案件となります。枚方市立保育所民営化に係る運営法人選定審査会選定基準（案）と選定方法について、のうち、選定基準（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

(資料3をもとに選定基準（案）について説明)

**【事務局】**

意見交換の前に事務局からよろしいでしょうか。阪保育所保護者委員から選定基準について保護者会でまとめた要望を配付し、皆様のご意見を伺いたいとのことで、事前に資料をお預かりしておりますが、参考資料として配付させていただいてもよろしいでしょうか。

**【会長】**

ありがとうございました。

ただいま事務局からありましたとおり、資料を配付させていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

では、よろしく願いいたします。

それでは、参考資料を見ていただきながらになると思いますが、意見交換に移ってまいります。審議案件のうち、選定基準（案）についてご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

**【委員】**

今配られた参考資料は阪保育所の保護者からの要望を載せさせていただいています。募集要項は確定したので変更できないと思いますが、保護者からこれだけ要望が上がっており、選定審査会の委員の皆様にも何点かご説明させていただきます。給食については、募集要項では公立保育所で提供していた給食を基本としているアレルギー対応について、除去食や代替食の配慮がされているということですが、保護者の要望としては、調理員または栄養士の資格や経験を考慮した配置がなされているかについて配点を追加、アレルギー除去食のマニュアルの整備及びアレルギー除去食の知識、経験のある調理員の配置についての配点を追加、おやつについても公立保育所と同等か、または、独自の工夫がされているか、コスト削減で市販のおやつばかりにならないようにしているか等についての配点を追加して欲しいという要望になっています。全部を反映することは難しいとは思いますが、保護者からすると、調理師の保育所での勤務経験等をもう少し考慮してほしいと思います。アレルギー除去食も、非常にシビアな問題だと思います。保護者もそのあたりはすごく気にしており、アレルギー対応のマニュアルに対する項目を配点に追加するといった対応をご検討いただきたいと考えています。

もう1つ、クラス編制については、募集要項では現在のクラス名を残すことに配慮することになっていますが、保護者からはクラス編制について意見があります。例えば、保育の方法は、縦割り保育等の様々

な形があると思いますが、現在、阪保育所では同じ歳児でも2クラスあるため、そのクラス編制は変えな  
いでほしいという内容です。クラス編制が変わると、保育の仕方も、もちろん変わってくると思います。  
今通っている子どもたちが民営化してクラス編制が変わり、保育環境ががらっと変わってしまうと、デリ  
ケートな部分で敏感に反応したりすることもあると思います。クラス名ももちろん大事だと思いますが、  
それよりもクラス編制を変更しないでいただきたいというのが保護者の要望です。

続きまして、評価内容の附帯意見についてです。こちらは審査過程で、募集要項の約束された事項を守  
ってもらえるのは当然だと思いますが、それを口頭ではなく書面で残してほしいという要望です。覚書な  
ど書面で残るものについて何か事務局で考えているものはありますか。

#### 【事務局】

市長に選定結果を答申し、公表を行う際に、先ほどおっしゃっていただいた附帯意見の項目がございま  
す。附帯意見は、今回の議論の中で、特に委員の皆様それぞれが重要視したポイントや、例えばこの地域  
であれば、災害などこういったことが危惧されるので注意してほしいや、書類審査やプレゼンテーション  
審査の段階では、心配というところを確約ではないですが、もう少ししっかりやってほしいとか、審査の  
過程を全て終えた上で、そういった内容を皆さんで考えていただくものとなります。今の段階でそれを入  
れるというのではなく、最後まで法人選定に関して議論をした後で、附帯意見をどうするか審議いた  
だくことになるかと思えます。

#### 【委員】

法人が決まってから、最終的には保護者の意見も言わせていただけてということですね。

#### 【事務局】

そうですね。審議いただき、最後にこういったところをつけ加えていきたいというのを文章ではっきり  
書いておくという取扱いになるかと思えます。

#### 【委員】

最後に実地調査についてです。応募法人の実際運営されている園の実地調査については、他の市町村の  
審査会では、実際委員が実地調査を行い、その内容を配点に加えるという方法が行われているようです。  
今の段階では、スケジュール的に少し厳しいと思いますが、保護者の要望では実地調査も行ってほしいと  
いう内容もあり、希望する委員の保育所見学はできるとお伺いしましたが、実地調査についても配点項目  
に追加していただければと思っており、検討をお願いします。

#### 【会長】

ありがとうございました。

今のことも含めまして、いかがでしょうか。

#### 【委員】

今のご意見いただいた内容で、私からも参考として、他の市の事例では、どのようにしているのかとい  
うところを確認した内容があり、もしよろしければ、皆さんに参考資料としてお渡ししたいと考えていま  
すが、いかがでしょうか。一旦会長に見ていただけてからのほうがよろしいでしょうか。

**【会長】**

どうでしょう、皆様方。ご用意いただいた資料もあるようですが、お配りしてもよろしいですか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

それでは、お配りください。

**【委員】**

ありがとうございます。先ほどの補足的な話になりますが、例えば給食に関しては、調理員の資格や経験を考慮した配置がされているかをきちんと確認してほしいというご意見があったかと思いますが、それについて、他の市がどういう条件になっているのか確認したところ、今お配りした資料の左側が大阪市、右側が他の自治体ということで近隣の吹田市や横浜市、杉並区というところからピックアップした内容を載せています。大阪市ですと、給食の部分、調理員の利用定員の数や、調理師または栄養士の資格を有する者や調理の実務経験を1年以上有する者について、食物アレルギーにおいては、保護者ときちんと連携を密にした対応を取れているかというところまで言及した審査がされているかと思います。今ある審査基準では、アレルギー対応については除去食や代替食などの配慮がされているかというところは書いてありますが、それに対しての経験や資格の有無や、保護者ときちんと連携を取った上で対応されているのかという点が入っていないので、そういった内容も入っていると、保護者も安心して法人の選定ができると考えています。

実地調査の件については、枚方市では実地調査は現在行われていませんが、他の自治体においては実施しているところがあり、実地調査の結果が配点にも実際に反映されています。書類審査や、プレゼンで施設長の方や主任保育士に該当するような方が来られて、その場で確認できるかと思いますが、現在、運営している園できちんと子ども主体の保育がされているか、保護者から見て不安な面はないかという点は、やはり行って見て、実際その園の雰囲気や保育士さんの保育、子どもへの接し方というところから感じ取れる部分があるかと思います。実地調査の部分は追加し、配点に加えていただけないかというところが保護者の要望になっております。以上、補足としてつけさせていただきます。

**【会長】**

ありがとうございました。

今頂いた追加の資料も見ていただいていると思いますが、いかがでしょうか。ご意見等、ご質問等をいただけたらと思います。

**【委員】**

先ほど委員からいただいた給食の部分で資格や経験を考慮した配置がなされているかという項目は、私は採点するのが難しいと感じています。追加で頂いた資料のように、何年以上の経験がある人が何人いて、どういう配置であるということであれば、基準に合っているか、それより手厚い配置をされているかということで審査できると思うので、こういう具体的な項目を載せていただければ賛成です。判断しろと言われても、なかなか何がいいのか分からないので、審査しにくいと感じています。できるだけ、実地調査もそうですが、例えば建築業者を決めるのに、建てている現場を見に行ったりすることもあります。何を見るかというのをきっちり決める必要があると思います。実地調査では、単に見学して、自分の

気になっているところだけが目について、ものすごく感情が揺れてしまう部分もあるので、何か基準を決めていただけたら、我々も一緒に審査するにあたって、はっきりしたお答えを出しやすいと思います。ですから、他市でこういう基準があり、この内容で問題ないのであれば、こういう方法でやっていただいたら、給食についての項目も我々保育の素人でも分かりやすいです。反対に言うと、基準があれば委員が不要かとも思いますが。でも、やはり見た目でも判断しやすいなと感じますので、できるのであればいただければいいのではと思います。

**【会長】**

ほかはいかがでしょうか。

**【委員】**

保育の専門ではないのであまり詳しくはないのですが、今回事務局が用意したこの審査の基準があって、この審査をするのに当たってまず前提になりますが、最低限これだけの保育士の先生等の人員が必要という最低限のルールがあるかと思います。それを満たした上で、さらに上乘せしてという内容かと思います。私も幼稚園ですが、子どもがいる親なので、当然民営化になり運営が変わるとなれば、私もこれぐらいのことはして欲しいという気持ちは持つと思います。この内容がものすごくハードルが高いかというのはすぐ判断が付きませんが、ここまでの内容になると、応募するほうからすると今阪保育所で行われていること、最低ラインを守ることはできたとしても、それにプラスでの内容が追加されると、応募ができなくなってしまうのではと思います。そのあたりの基準をどうするか、というのをここで決めるのは非常に難しい内容かと考えています。入ってくる金額が決まっている中での運営だと思うので、あまり高過ぎる要求を出すと、多分事業としては成り立たないと思います。そのあたりのバランスをどう取って、この選定基準の中に落とし込んでいくかというのは非常に難しいと思います。求めている内容を提案すれば、点数が上がるというPRができる内容に変えたほうがいいのかと思いました。

**【会長】**

ありがとうございました。いかがでしょうか。

**【副会長】**

2つあります。1つは、先ほど委員が言われたように、基準に関して一定決めてしまうと、8人の委員が集まる必要がなくなってしまうかと思います。機械的に決めてしまうのであれば、この審査会は必要なくなりますので、細かくこの場合は2点、この場合1点と決めてしまうのは余りよくないのではと思っています。記載いただいている他市のうち、幾つかに関わっていますが、他市では多くの場合、書類を持ち帰って家で審査をします。そうすると、私はまだそれなりに経験と知識がありますが、他の委員の方は恐らく何か基準がないと採点できないので、こういう基準を作って委員さんに配られて、ある程度これを目安にして採点してください、とされているのだと思います。枚方市の場合は、書類をここに置いて全員この場にいる状態で全部の項目を採点するので、何点つけますとは言わないのですが、何か分からないことや、この辺はどうでしたかということや、どんな印象、どんな意見を持っていますかということを知りたいと思います。例えば先ほどの給食の点についても、0点はほとんどないと思いますが、恐らく2点つけるか1点つけるか、という採点になるかと思います。迷っているときに、このアレルギーの点、皆さん、どう思われますか、ということを知りたいので、その意見を聞いた上で判断することができるのが枚方市のやり方なので、余り細かく決め過ぎる必要もないのかなと思っています。

2つ目は、実地調査を配点に入れるという点に関しては、募集要項の内容からできないのではないかと考えています。募集要項には選定は提出された書類とプレゼンテーションにより行うと書いてあり、実地調査を点数に入れるとは書いてないので、今からそれを反映するのは難しいと思います。ただし、保育所見学に行かれた方の意見を審査の際に発言してもらい、その内容をプレゼンテーション審査や書類審査の中の記述の内容を判断するときに使用するという事はできると思います。過去の選定審査会でも多分毎回、保育所見学に行かれた方に、具体的にどうでしたかと意見をいただく場は作っていたと思います。保育所見学は、書類審査とプレゼンテーション審査の期間に行きますので、プレゼンテーション審査の前に、「行かれた方はどんな印象を持たれましたか」とか、「どういうところをもう少し突っ込んで聞いたほうがいいですか」というようなことを発言いただく場があると思いますので、保育所見学に行っていない他の委員もその意見を踏まえて判断できると思います。枚方市は意見交換できる審査会になっており、実地調査を配点に反映させ、明確に入れますと言ってしまうと、募集要項と齟齬が出てしまいますが、保育所見学の内容を採点に反映させる方法はあるのかなと思っています。

#### 【会長】

ありがとうございました。

今いろいろご意見、ご質問、ご提案等もあったかと思えます。私も参考資料を拝見し、保護者の方々にとって民営化は初めてのことで、公立から民間へという大きな動きになっていますので、大変不安な部分、あるいは、確認したい部分が数多くあると思います。そういう意味では、この審査会の目的は、よりよい運営法人を皆さんで見つけていくというのが目的ですので、副会長からも言っていたように、何回か確認する場所や方法があるかと思えます。例えばアレルギーに関して言うと、これは保育の中ではとても大きな問題で、公立、私立に限らずとても大切にしている部分です。そういう意味では何がベストの配置なのかというのは、まずは見ていただく、聞いていただくというのがあると思います。そのときに私たちの見る視点の1つとしては、今ある公立のやり方をまず引き継いでいく。今の公立の分が十分かどうかというのは1つ基準になるかと思えます。その上で、例えばマニュアルに関しても確認していただくこともできると思いますし、配置の部分も、こういうやり方がありますよという提案があるかもしれません。そういった内容を委員の皆さんで確認していくということが可能かと思えます。

現地調査に関しても、先ほど副会長が言われたように、募集要項との問題もありますし、保育所見学を踏まえた上でご意見をお伺いすることもできるかと思えます。もしかしたら、非常にすばらしかったということもあるかもしれませんし、今応募法人がしている部分でこれはやって欲しいというものがあるかもしれません。そういうことが見付き、それを活かしていくということもあるかと思えます。あるいは、足りない部分に対して、こういうところはもう少しやって欲しいという意見を言える機会もこれからあると思います。今回提案いただいた内容はとても大切な内容だと思えますし、皆さんで共有できたと思えます。保護者の方々も我々も審査する上では大切な視点として持ちながら審査を進めていければと思います。

何か、ご意見等、ご質問等いかがでしょうか。

#### 【委員】

いろいろご意見ありがとうございます。比較対象がないと審査しにくい部分があります。審査の過程で、今の公立保育所ではどうなのかというところが保護者からは見えない点もあるので、そこをその都度確認しながら、公立保育所と応募法人がどうなのかという比較対象にするには、公立保育所ではこうですということは口頭でその審査の中で聞いて確認することになるのでしょうか。それとも審査の採点をするとき

に、公立保育所ではこのような保育をしていますという資料があって、それと比較して、合致しているであったり、より優れているということを、ある程度そこは主観で1点なのか2点なのかという部分はあると思いますが、そういったものはどうやって確認したらいいのでしょうか。

**【事務局】**

事務局からよろしいでしょうか。この間、保護者委員の方とはやり取りをさせていただいており、公立保育所での保育を引き継ぐというところは、本市の民営化でもとても重視しておりますので、先ほどいろいろご意見いただきました他市のものを参考にさせていただくというのも、もちろんいいと思いますが、今の公立保育所がどういった状況で運営しているかというのを気にさせていただいて知っていただくことはとても重要なことだと思っております。その中でも、やはり個人情報に関するものはなかなかお伝えできないのですが、公立保育所の運営に関する部分は応募法人も一番気にしているところであり、これまででしたら現地説明会で口頭によりお伝えしておりました。今回は、現地説明会でも紙ベースで説明するとともに、同じものを第3回の書類審査の際にお配りし、現在の公立保育所の状況をお伝えできればと考えています。その内容を見ながら審査していただくことは可能ではないかと事務局は考えております。

**【委員】**

ありがとうございました。

それでは比較して審査することもできるということでよろしいでしょうか。

**【事務局】**

はい。

**【会長】**

また分からないこともあるかもしれませんので、それはまたご質問や選定審査会で協議や意見交換をしていければいいと思います。そういう意味では先ほど副会長が言ったように、選定審査会をこのような形で開催しているという意味というのはそういうところかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。

**【委員】**

今回の選定基準の中の基準点についてですが、資料3の裏側を見させていただいて、配点について各委員の持ち点が100点であって、最低基準を今回59点というのが書かれていますが、小項目ごとには最低基準がないと聞いています。なので、極端に言うと、どこかの小項目ですごく高い点数があって、どこかの小項目ですごく低い点数があったときには、総合計が59点以上であれば、選定としては通るということになるようです。今までそういうことはなかったようですが、そういう偏りがあるのはよくないと思うので、できれば、この「1. 応募法人の経営等に関する事項」の小項目だと10点の配点になっていますが、この小項目の中で最低基準を設けていただきたいという提案になります。基準点を何点にするかですが、各確認事項が1点であれば「1. 応募法人の経営等に関する事項」であれば、5点が基本的な基準になると思います。それを1.5倍にしてしまうと、基準が高くなり、どうやって決める方がいいのかは難しいのですが、小項目ごとで基準点があったほうがいいのではないかと思います。いかがでしょうか。

**【委員】**

リーディングがよくてヒアリングが駄目だったら失格という、資格テストの足切りのような感じになるかと思いますが、本当に必要なのかとは思いますが。

**【会長】**

いわゆる保育という大きな枠組みの中でいろいろな視点が入ってきているので、難しいのかなと感じており、入試の項目ほど明確でなくてもよいのではと考えています。差し支えなければ、今後説明を行う予定の採点の方法を聞いていただき、判断をしてはどうかと考えています。説明を聞いていただき、やはり小項目ごとに基準点があったほうが明確なのではないか、という意見があるかもしれませんので、いかがでしょうか。

**【委員】**

そうですね。分からないですからね。

**【会長】**

まずは書類審査の後、プレゼンテーション審査があつて、その後、採点をもう1回できると思います。

**【委員】**

プレゼン後に、また採点し直すことも可能ということですか。

**【会長】**

そのような採点方法だったかと思っています。

**【事務局】**

口を挟んで申し訳ございません。今ご議論いただいているところですが、この後、資料4-1と資料4-2で、書類審査、プレゼンテーション審査の手順の説明があります。今いただいたご質問につきましては、一旦事務局の説明を聞いていただいてから、それぞれの小項目についての基準点をもうけた方がよいのか、改めてご議論いただいたほうがよいのではと思いますので、資料の説明をさせていただいたてもよろしいでしょうか。

**【会長】**

では、一旦事務局で選定方法の資料4-1と4-2について、説明をしていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

**【事務局】**

(資料4-1、4-2をもとに選定方法(案)について説明)

**【事務局】**

会長、すみません。補足してよろしいでしょうか。先ほど話がありました保育所見学については、資料4-1をもう一度見ていただきまして、1番の書類審査、2番のプレゼンテーション、この間で希望する委員には法人が今運営している保育所を実際に見に行ってくださいとあります。その内容につきま

して、2番のプレゼンテーション審査の一番初めに、まだ法人がない段階で、内容をお話いただく時間がございます。また、書類審査の当日については、実際に書類を見ていきなり始める訳ではなく、最初の何問かは、応募法人の書類を皆さんと一緒に見ながら1問ずつ時間を取って、進めさせていただき、軌道に乗った頃に各自で審査してくださいという形にしますので、特に混乱なく進めていけるかと思えます。もし採点の途中で分からないことがございましたら、先ほどから委員の皆さんから、おっしゃっていただいておりますように、それぞれ専門の分野の方に聞いていただいたり、事務局に聞いていただいたりすることも可能ですので補足としてお伝えさせていただきます。

#### 【会長】

ありがとうございました。

今、選定方法について4-1、4-2についてご説明をいただきました。ご説明の中にもあったように、仮集計の段階でも何回か修正もできますし、確認をすることもでき、また、法人選定のところでも、一重、二重、三重のフィルターをかけているというのが枚方市の方法であることをご確認いただいたかと思えます。そのことも含めてご意見、ご質問はいかがでしょうか。

#### 【委員】

1人の基準点が59点ということで、基準点に対して人数分を掛けた点数が法人選定の際の基準になるということですが、参考までに過去の民営化では、基準点に対してどの程度の点数がつけられて法人が決まったのかというところが、もし分かれば教えていただきたいです。

#### 【事務局】

走谷保育所までは先ほど事務局から説明させていただいた確認項目を全て満たしている場合をそのまま基準点としておりました。北牧野保育所の時がお1人当たりの基準点が50点、走谷保育所の時が45点でございました。渚・渚西保育所は統合民営化となり、運営で求めるところが高いということもあり、確認項目の点数に1.5を掛けさせていただき、57点を基準点にしております。今回、統合での民営化ではありませんが、提案型というところもありますので、渚・渚西保育所と同じ考え方を引き継ぎまして、確認項目のみの点数に1.5を掛けた59点とさせていただきます。

#### 【委員】

ありがとうございます。

実際に法人選定の際の採点の総合計がどれぐらいの点数であったか、分かる範囲で教えてください。

#### 【事務局】

北牧野保育所の時は、基準点350点に対して採点が421点です。走谷保育所の時は2法人の応募がございまして、基準点315点に対して採点はそれぞれ466点と395点となっています。渚・渚西保育所の時は、基準点399点に対して、採点は546.5点となっています。

#### 【委員】

ありがとうございます。

先ほど高過ぎる基準だと応募法人がないのではないかという意見がありましたので、基準点が高過ぎることはないということを確認したかったので、お伺いしました。

**【委員】**

大幅に上回っているということですね。

**【委員】**

そうですね。大幅に上回っていると思います。分かりました、ありがとうございます。

**【会長】**

ほか、いかがでしょうか。

**【委員】**

再選定というのは、あくまでこの応募があった甲乙で行うということですね。

**【事務局】**

そうです。

**【委員】**

委員がご心配されていたように、応募法人がなかったことは過去にありましたか。

**【事務局】**

そうですね。前回の渚・渚西保育所民営化の際は、一旦渚保育所・渚西保育所を令和3年4月に同時に民営化するという内容で募集しましたが、法人の応募がありませんでしたので、渚西保育所の民営化の時期を令和4年4月に1年ずらして再募集した事例もございます。

**【事務局】**

補足させていただきますと、渚・渚西保育所の民営化につきましては、2園を統合という形で、令和3年度については1法人が渚保育所と渚西保育所の2園をそれぞれ運営するという内容でした。人員配置的にも負担が大きく応募が難しいというご意見を法人から確認しましたので、民営化時期を渚西保育所については1年ずらして再募集したという経過です。

**【委員】**

仮に1法人の応募だと、基準点をクリアすれば運営法人として決定しますか。

**【会長】**

資料4-2を見ていただくと、この集計表をベースに議論や意見交換をしますので、ここの項目が心配だなというのを委員の皆さんが採点されると集計表で分かります。項目ごとに基準点をつけるというよりも、集計表を見ながら、この項目は皆さん心配ですねとか、この項目は皆さん評価してますねという内容が出てくると思います。審査の際は気になる項目があれば、意見交換の中で言っていただいてもいいと思います。

ほか資料4-1、4-2に関してはいかがでしょうか。

#### 【委員】

先ほどの小項目ごとの基準点に関する話ですが、今大きな項目だと、全部で7項目あります。例えばですが、1番最後の整備に関する事項はものすごく素晴らしいものの、保育内容に関しては全体的に点数が低いといった場合、全体的なバランスとしては悪く、決してよいことではないと言えます。そうなったときに、基準点が基準をクリアしていれば、運営法人として選定されると思いますが、やはり保育内容が不足しているという時は、どういう対応ができるのでしょうか。法人に対してであったり、市が対応できることであるとか、やはり基準点を設けないとしても、その場合は何か対策が必要になってくると思います。

#### 【会長】

まず書類審査での仮集計のときは、やはり凸凹は出てくるかもしれません。書類審査で気になる点への確認は、プレゼンテーション審査のときにできると思います。プレゼンテーション審査で確認をしていたときに、内容が確認できて点数が動く可能性もあります。あるいは、低い場合のままであることもあるかもしれません。一定基準を満たすということは、いわゆる0点ではないというのがまず1つあると思います。足りない部分や少しつけ加えて欲しい場合や、逆にここの部分は活かしてほしい、ぜひ取り入れてほしいという場合もあると思います。気になる点については、答申の際の附帯意見のところで、こういう項目があったけれども、ここの部分はもっと協議をしてほしい。あるいは、こういう内容を入れてほしいというのは十分入れ込むことは可能かと思います。

#### 【委員】

集計表を見ると、私の点は他の委員と点数のつけ方が違うなとか、勘違いしているなというところがあるのかなという部分は分かるのかと思います。その後、プレゼンで、やはり口頭で熱の入ったのをお聞きして、また、質問もさせていただいて、すごく勘違いしていたなとか、文章だけではなくみ取れなかったけど、ここでよく分かったというときに、これをまた書き直して集計することが可能ということですか。

#### 【会長】

それは問題なく可能です。意見交換後に協議をしていただいて、修正ということもできるかと思います。

#### 【委員】

ありがとうございます。

#### 【会長】

先ほど他市の事例の中で、いきなり点数をつけて、それで決定という形であれば大変不安な部分もあると思いますが、枚方市の場合は選定審査会の場で、いろいろ意見交換をして確かめ合いながら採点をする形式とのことですので、そこを十分に活かしていただけたらと思います。

#### 【副会長】

やはり附帯意見のところは、市や法人にこういうことを求めますというような意見をつけることによって、それが文章として残りますので、ここにこう書かれているから、こういうふうにもっとしてくださいと、市からも言いやすいですし、逆に選定審査会として市に対してこういう要望を出す、例えば市はしっかりとやってくださいねといったことを書くことによって、この審査会としての意思を表明できると思い

ます。基準点や各項目が低いということだけではなく、そこそこの点数であっても、話をする中で、よりいいものにするために、こうして欲しいという意見が言えるのかなと考えています。私は点数が低いから附帯意見をつけるというよりは、それなりの点数はあるけど、よりこういうところが心配だから、こういうところをしっかりとしてほしいとか、こういう保護者の意見をしっかりと聞いて進めてほしいというニュアンスをここに書くということによって、この審査会での評価に対しての意思を示していけるのかなと思います。最終的な点数というよりは、ここの附帯意見に何を付けるかというのを最後に協議する、それまでの審査の中でいろいろ意見交換していますので、大体の内容というのが浮かび上がってくると思いますが、最後の整理をして附帯意見を言うところまでがこの審査ですので、そのところが重要になってくると感じています。そういう意味では、意見交換のところで、特に保護者の方の意見をいろいろと言っていただくのがいいのかなというように思っています。もちろん私たちも専門的な見地から言いますが、やはり一番不安に思われている保護者の方の意見を、意見交換できる場がかなりあるので、そこで言っていただければと思います。なので、各項目に基準点はつけなくてもいいのかなというのが私の意見です。

**【委員】**

最後に皆さんで話し合っただけで重要なものについては、最終的にこの報告書に附帯意見として載せていただくという感じでしょうか。

**【会長】**

そこは十分できるかなと思います。

**【委員】**

いいものをつくっていかうっていう会議のほうが。

**【委員】**

そうですね。現実的かなと思います。そのほうがいいと思いますね。

**【副会長】**

なので、基準点を決めると、7の計画のところ少し弱いかなと思っても、引継ぎ事項とかほかがすごく良くて、保護者の方がすごくいい法人だなと思っていても、この1つがあるがために落ちるとするのは、もったいないと感じています。私の印象ではそちらのほうが心配されます。この整備に関する事項ですと、後で言えば、どんどん変えていける内容かだと思います。具体的な図面まで審査会では出るわけではなかったですね。

**【事務局】**

そうです。

**【副会長】**

なので、後から言っていけるところで点数が低かったから足切りというよりは、附帯意見で計画のところ不透明なところがあるので、保護者、市としっかりと協議して変更、修正を求めるといった内容を書けばよいと思います。附帯意見に書けばそのようにできると思っていますが、すでに項目で基準点を決めて

しまっているので駄目だとなると、少しもったいないなという気がします。

**【会長】**

枚方市のやり方、いろいろな意見交換を十分にして、また附帯意見を十分活用して、保育事業者として、いい計画、内容になっていくようなことを決めていけたらと思います。先ほど少し説明もあったように、書類審査とプレゼンテーション審査の間にも現地見学もあるということですから、それも、またこの場で共有していただいて、いろいろ意見交換やその際の内容を反映していくということも可能だと思います。

一旦いかがでしょう。4-1、4-2に関しては、また、もし何かご意見とかご質問等あれば随時していただけたらと思いますが、一応書類上は進めていけたらなと思います。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

それでは、次に選定方法のうち、資料4-3について、事務局から説明をお願いいたします。

**【事務局】**

(資料4-3をもとに選定方法(案)について説明)

**【会長】**

今資料4-3の内容について説明をいただきましたが、ご意見、ご質問等いかがでしょうか。大丈夫ですか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

ありがとうございます。

それでは、審議案件については、おおむね事務局案で了承していただいたかなと思います。

**【委員】**

すみません。少し前の選定基準で確認する内容について幾つかご相談したいのですが、よろしいでしょうか。

**【会長】**

はい。

**【委員】**

すみません。選定基準の中の3の保育内容に関する事項の17番と18番で障害児保育についてという項目があります。こちらについては、やはり保護者から大変不安な声も大きいものなので入れていただきたい内容が幾つかありまして、17番「障害児保育に取り組んでいるか、取り組んでいる場合、どのような取り組みを行っているか」という項目があります。ここについては、保護者の要望としては、障害児保育の過去の実績があるかということをごきちんと明記していただきたいというのが1点あります。あと、民営化

する前に、在園していて支援が必要な子どもは、きちんとそのまま引き継ぐということが前提だと思えますので、そこもきちんとこの確認する項目の中に入れておいていただくと、当たり前の内容だとは思いますが、それをきちんとここに明記していくことは必要だと思っています。最初に事務局から配付していただいた保護者要望に障害児保育のことを書きましたが、障害児保育の実績があるか、民営化前に在園している障害児など配慮を要する児童について、移管後も引き続き円滑に利用できるように取り組むことにしているか、ということ、あくまでこれは最低ラインの確認項目として何とか反映いただきたいというように考えています。理由としては、現在、阪保育所に通っている障害児さんは基本的に引き継ぐことはもう明らかなので、そこをきちんと入れていただきたいです。牧野地区に公立保育所がなくなっていくと、今まで受け入れてもらっていた障害児さんとか配慮が必要なお子さんが、牧野地区で受け入れる受け皿がなくなってしまうということがないように、きちんと積極的にこの障害児保育を行いますよということ審査していただきたいです。今在園している障害児さんは受け入れたとしても、数年後には、もう障害児保育はなかなか受け入れが難しいですっていう状況になってしまうことも懸念していますので、継続的に行われるということが分かるような表記にしていきたいです。もう1つは障害児保育の18番の項目ですが、障害児保育の知識と経験がある保育士を配置予定であるとか、そういった基盤づくりに積極的に取り組んでいるのかということもぜひとも入れていただきたいです。ここについては提案項目でもあり、2点、1点、0点という配点なので、積極的にということを入れていただきたいです。より具体的に障害児保育にきちんと特化してやっていますよということであれば2点であるとか、きちんと受け入れて継続的な体制も整えていきますということが見込まれるのであれば1点とか、そういったことが見込まれないのであれば、牧野地区の保育環境としては少し下がってしまうことにもなるので、0点とか。そういった視点で配点をしていただきたいので、何とか文言の追加を検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

**【会長】**

ただ今のご意見について、皆さんいかがでしょうか。

**【委員】**

募集要項ではなく、選定基準に入れて選定して、選定し終わった後、そこが弱いところが選ばれてもいいということでしょうか。

**【委員】**

そこが弱いということであれば、やはりもう附帯意見なりで、きちんとこの体制を整えていただくということを条件ではないのですが入れていただいて、何とかこう改善していただきたいというところはあります。

**【会長】**

とても大事な項目ですし、保護者の方もここを心配されるのはすごくよく分かります。確認する段階が幾つかあるかなと思います。まず1点は阪保育所の現地で応募を考えている事業者への説明会、見学会があったかだと思います。そのときに、阪保育所では、どういうことを大切にしているのかということをお伝えられることもあると聞いています。あとは保育の方向性として障害児保育をきちんとやっていくというのは、とても大切な事項ですから、それがまず組み込まれているのかというのは、大きな問題としてあります。障害児保育に取り組んでいないというのは、それこそ0点ということになると思います。その上で枚

方市の保育の内容を引き継ぐということがもう1つのフィルターになっていると思います。これは全体に対してかかっている内容なので、障害児保育への取組ということも当然かかってくると思います。それにプラスアルファどんな提案があるのかというのが、ここの1点、2点というところの部分だと思います。そのところで、こういう視点もあったのか、あるいは、こういうことをやられているのかというところで、これはいいと思われる内容があれば点数がプラスになっていくと思いますし、まずはきちんと取り組むというのが大前提になっているかなと私は理解をしているのですが、いかがでしょうか。

**【事務局】**

事務局から1つ提案させてもらってもよろしいでしょうか。まず経過からご説明をさせていただきますと、障害児保育につきましては、今回保護者の方から保護者説明会の時点で本当に多くのご意見をいただいております、保護者の方が非常に重要視されているというところは私どもも理解しております。今見ていただいております17番の項目は、これまでであれば障害児保育に取り組んでいるかというところで1点のみの点数配分であったのを、今回は2点、1点、0点という形で、さらに点数も2倍にしており、非常に重きを置いているところはお伝えさせていただいたかと思います。今のお話の内容ですと、取り組んでいこうとしているかというところよりも、実際にどういった人材を配置して、どういったよい環境で障害児保育を行っていくかというところを重視されるのかなというところかと思っておりますので、例えばですが、掛ける2のところを17番から18番に持ってくるというのは、いかがでしょうか。

**【委員】**

17番の掛ける2をなくして、18番を掛ける2にするということですね。

**【事務局】**

はい。

**【委員】**

あまり変わらないのではないのでしょうか。

**【事務局】**

17番ですと、実際行っているかや今後取組もうとしているかという視点になります。18番はそれに対してどういった人材配置で、どういった研修で質の向上を図り、どういった環境整備で障害児保育を行っていこうとしているかというところになるので、より具体的な内容が書いてあるところになります。そちらの配点を高くしたほうが、今おっしゃっていた意見を配点のほうに反映するという意味ではいいという考えもあると思いますが、委員の皆様でご審議いただければと考えています。

**【委員】**

17番の確認項目の2つ目のところで、「今後、障害児保育に取り組むこととしているか」という内容なので、今障害児保育を法人として行っていないところでも、今後取り組みますということ言えば1点になるということでしょうか。

**【事務局】**

そういう考え方になります。

**【委員】**

障害児保育は特殊な保育だと思うので、知識や経験がある保育士をきちんと配置してもらうことや、そういった保育士を施設長や主任保育士の方がきちんとマネジメントするということが必要になってくると思うので、今まで障害児保育をしていないけれど、今からやりますというのは少し不安です。

**【会長】**

恐らく言っていた内容は、今後やりますと言えば、今の配点だと2点が入ってしまうと思います。ところが、18番の項目を2倍にすることにより、具体的に行っている内容、これだけのことをやります、こんなことに取り組んでいますということをアピールしてもらい、そこを評価した方がよいのではないかとということです。

**【事務局】**

そうですね。

**【委員】**

そうですね。採点の面だにご提案いただいた内容のほうが、より保護者要望に近いのかなと思います。

**【会長】**

一旦それも1つの案だと思います。今はどんな法人が応募しどんな提案内容が出てくるかが、まだ分からないというところですが、いくつか確認を行う過程がありますので、提案内容を聞いたうえで、内容的に足りないのか十分なのか。あるいは、目新しい、そういう支援の仕方があったのかということがもしかしたらあるかもしれません。提案内容を確認していく、あるいは、議論をして、選定審査会でリクエストするという部分は、この審議の場で判断をしていくということかと思います。法人さんの提案で出たものに対して、今回配点を変更するというのは、そのほうが確かにどこを重視するのかというのは明確になるのかなと思いました。

**【委員】**

そうですね。配点は変えていただき、あともう1点の継続的に障害児保育を牧野地区で展開してもらえるかということはどういう面で、チェックをしていけばいいのかなということも1つあるのですが、ここも18番のところで適切な環境整備が提案されていれば、継続的に障害児保育を行ってくれるというのが、確認できるものなのではないでしょうか。そこが今分からなくて。

**【会長】**

そうですね。また事務局から教えていただけたらと考えていますが、枚方市や元公立保育所の職員からその都度チェックというか指導も入ると思いますし、急に変えるということは恐らくないと思います。相談によって変えるという場合には、よりよくして変えていくのが前提になってくると思いますので、今からグレードダウンをするという変更は、基本的にはないという前提です。今のやり方を引き継ぎながら、これよりもこっちのほうがよりいい、あるいは、いろんな意味で、このほうがより保護者の方にも子どもたちのためにも、園としてもいいというようなことを協議していくということがこれからも継続的に持たれていくのかなという認識ですが、いかがでしょうか。

**【事務局】**

ここの障害児保育のところに限らず、基本的に枚方市の公立保育を引き継いでいただくというところがまず前提となっております。行事もそうですし保育の方法も含めて、1年間の全体的な引継ぎに加えて6か月間の共同保育の中で、引き継いでいくということを、これまでもさせていただいているところです。今在園している障害児さんの保育がきちんと継続されるのか、当然これは現状の保育を引き継いでいくというところですので、そこはしっかりと引き継いでいくところになってくるかと思えますし、今後どうしていくのか、どのように法人さんが考えておられるのかといったところについては、書類審査やプレゼンテーション審査、また法人が運営する保育所の現地見学をしていただく中で見ていただく、また、議論していただき、質問もしていただく。そういったところでご確認をいただいで感じていただいたところを採点に反映していただくものと考えております。

**【事務局】**

障害児さんというのは、本当にそれぞれ障害の程度や内容といったことが違います。ですので、その適切な環境整備というのが、このお子さんにとってどういう環境整備が必要かというのはお子さんごとによって変わってくると思えます。例えばこけてしまいやすいお子さんであったりすると、芝生化にしたり床をクッション性の高いものにしたりされますし、落ち着いた空間が必要なお子さんですと、そういうコーナーをつくられたり、本当にいろいろなお子さんに合わせた環境整備をその都度その都度されていますので、このところは実際の経験を聞いていただくと、これまでどういったことをしてきて、今後もそれをしているのか、継続可能なのかというのは大体判断がつくのではないかなと想定しておりますが、いかがでしょうか。

**【会長】**

そうですね。今あったように、今行っていることをまず見ていただく。あるいは、そこで確認をする。枚方市さんの公立保育所でしていることを引き継いでいくというのが、まず大前提の確認事項としてありますから、そこら辺を一緒にやっていける事業者さんを選んでいくという視点になりますので、このようなご心配があるというのは当然私どもも共有をして、この内容はこれからの保育事業でとても大切なことであり、枚方市さんに限らず、全国的に大切なことですので、そのことをきちんと担っていただける事業者さんを皆さんと選んでいき、必要な要望があれば、きちんとしていくというようなことで考えていけたらと思えます。いかがでしょうか。

**【委員】**

ありがとうございます。

そうですね。きちんとその都度確認しながら法人に求めていくこととかも考えていけるということなので、その進め方でお願いできればと思います。

**【会長】**

どのような事業者さんが出てくるか、現時点では全く分からない状況ですので、応募のあった内容を見た上でというように思います。

**【事務局】**

すみません。事務局から1点よろしいでしょうか。採点についてですが、仮に17番の掛ける2の配点を

18番の項目に変更しますと、確認項目の点数が1点下がる形になりますので、こちらの資料3の裏面に「配点について」という項目で基準点を書かせていただきましたが、一番下の確認項目が全て1点で提案のない場合が今39点と記載されているのが38点となりまして、その1.5倍に当たるのが59点ではなく57点となり2点基準点が下がる形になります。7人分となると413点となったところが399点となり、渚・渚西と同じ点数になりますが、基準点が変わってきますので、補足でお伝えさせていただきます。

#### 【会長】

確認があったように、配点によって点数、基準点が少し下がってしまいますが、ただ先ほどからお話がありますように、そこからプラスの内容になっていきますから、いかがでしょう。特に問題はないかというように考えておりますが、皆様方いかがでしょうか。

#### 【副会長】

いいですか。すみません。私は17番を重視したいなと思いましたが。どちらかというと18番は提案なので、これからこうします、ということですね。そうすると、今の実績というよりは、今はやっていないけど、これからこうしますというものが提案されても、そのほうが点数は高くなってしまいます。今の保護者の方のお話を聞くと、どちらかという、今までの実績のほうを重視されたいのかなというように思っていますので、それですと、やはり今のままの採点のほうがいいのではないのでしょうか。これからしますと言っているけど、いまひとつ実効性がないということであれば0点をつければいいだけですので。

#### 【委員】

17番に「今後、障害児保育に取り組むこととしているか」と記載されていますが、提案の内容に意味がないということであれば0点ということでしょうか。

#### 【副会長】

提案の内容が現実的ではないということであれば、0点をつければいいので。実績を重視するのであれば、17番を掛ける2のままにすれば4点になりますが、18番だとあくまで提案なので、今はこうだけど、今後こうしますという提案です。今の保護者の方のお話だと、17番の今やっていることのほうを重視するということであれば、今の配点のほうがいいのかなというように思いました。

#### 【委員】

私も一緒の考えです。17番の項目で取り組んでいることを含むということは、こんな研修もしてますよ、こういう勉強もしましたよ、ということも採点の中に入ってくる項目だと思います。18番の項目は提案だから、それよりレベルアップしてこういうことをまだまだしたいですよということなので、17番のほうを掛ける2のままにする点数のつけ方でいいのではと思います。そちらの方が重要な感じがします。

#### 【副会長】

多分明確に、この話は18番で、この話は17番でとは採点でつけにくいと思います。話をするなり聞いたりし、プレゼンや書類を見る中で、両方にまたがっていても、そこでそれぞれが判断したらいいのかなと思います。でも、やはり実績のほうを重視されるのであれば、今の配点のほうがいいのかなというように思いました。

**【委員】**

両方の項目で掛ける2にはできないのですか。合計は100点に合わせないといけないのでしょうか。

**【事務局】**

必ずしも100点に合わせる必要はないかと思いますが、もしこの18番を掛ける2にすると、その配点が上がるので、相対的に基準点が下がってしまうというところがありますし、過去の選定審査会でも合計を100点にして審査していたので、100点であれば、過去との比較はしやすいのかなと考えています。

**【会長】**

なるほど。おっしゃるとおり確かに今までの経験というか、それをきちんと確かめるという意味ではそうですね。で、先ほど少し話にあったような、これから取り組むということに対する不安に関しては、いわゆるゼロをつけるという1つの視点もあります。この項目が0点になったから、失格になるかという、そういうわけではないので、ほかのところできちんと対応であるとか、いろんなことを確認するということも可能ですから、そういう意味では保護者の方のニーズというか不安に答えるとする、今副会長が言ったようなところというのは大切な指摘かなとは思いますが、いかがでしょう。

**【委員】**

そうですね。どちらかというのであれば、17番のほうが私は重要かなというように思いますが、他の方のご意見はいかがでしょう。

**【委員】**

そうですね。今実際にやっておられる障害児保育の内容をやっぱり評価したほうが現実的かなと思いますね。17番のほうを掛ける2にする形ですね。

**【委員】**

やはり17番と18番の2つとも掛ける2にするというのはどうでしょうか。

**【副会長】**

そうすると、ほかの項目とのバランスで、障害児保育を両方掛ける2の2倍にしたら満点が8点になりますよね。例えば19番の給食に関する項目だと2点しかないなので、すごくバランスが悪くなる気がします。今でも障害児保育6点と給食2点なので、かなり差がついているのをさらに離してしまう、そこまで障害児保育ということに特化するのであればそういう考えもあると思いますが、やはり、もう少しほかの項目とのバランスを考えたときには、少し配点を上げ過ぎではないかという気はします。最終的にこの選定基準は公表されますよね。そのときに障害児保育に関して、すごい配点が高過ぎませんか、という感じの意見もあるかもしれません。配点が偏り過ぎていませんか、ということになってしまうのかなという気がします。1つの項目を掛ける2にしており、障害児保育が大事だということは意思表示していますので、ほかの項目とのバランスを考えると、両方の項目を掛ける2にするというのは少し配点を上げ過ぎではないかという気がします。

**【委員】**

確かに、そうですね。

**【会長】**

ありがとうございます。

委員から大切な指摘もいただきまして、一旦は 18 番を掛ける 2 の 2 倍にするという案もありましたが、元に戻させていただきまして、現状の配点のままというような方向でいかせていただこうと思いますが、いかがでしょうか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

ありがとうございます。

それでは、まだまだいろいろご不安な点や質問等はあると思いますが、またこれからも適宜ご質問、ご要望、意見等いただける場はありますので、そのときおっしゃっていただければと思います。

まずはおおむね事務局案が了承されたかと思しますので、そのまま事務局案をベースに、今後事務局と調整して作業を進めていきたいと思っております。

以上で審議案件に関しては終了させていただこうと思っております。

事務局から選考に関わることで、その他、何かございますでしょうか。

**【事務局】**

失礼します。次回の第 3 回選定審査会から実際に応募法人の選考を行っていただくこととなります。その際、公正な選考という観点から、応募のあった法人の代表者、理事の血縁の方、または、その法人が運営している保育園に勤務されている方などにつきましては、選考に関する利害関係者となりますので、審査委員としての採点につきましては、恐れ入りますが、ご辞退いただくことが適当ではないかと考えております。まだ公募もしておりませんので、現時点で委員の中で、これらに該当する方がおられるかは分かりませんが、応募結果を踏まえた上で、次回の選考の前に、いま一度確認させていただきまして、万が一そのような状況に該当する場合はお申し出いただき、採点を辞退していただければと考えています。

この点につきまして、公募に先駆けてご確認をいただく必要があると思っておりますので、今の段階で提案させていただきました。

以上でございます。

**【会長】**

ありがとうございます。

ただいま事務局から提案がありましたが、現時点では、まだどの法人から応募があるのか全く分からない状況であります。しかしながら公募前に公正性の観点から、事務局からの説明のあったとおり、そのような事態が生じた場合の対応というものははっきりしておきたいということです。

皆様方、事務局の説明どおりでいかがでしょうか。大丈夫でしょうか。

(「はい」の声あり)

**【会長】**

ありがとうございます。

それでは、そのような事態が生じるかどうかは本当に現時点では全く分からない状況ではありますが、

まずは応募法人の関係の方につきましては採点をご辞退いただくということでお願いをいたします。なお、次回、第3回の書類審査の前に、もう一度応募法人の関係者に該当するかの確認をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

そのほか事務局から何かございますでしょうか。

#### 【事務局】

それでは、改めてになりますが、委員の皆様へお伝えしたいことがございます。本日、審議いただきました、選考基準や選考方法、配点等に基づきまして、次回以降、採点を行っていただくこととなります。今後、法人の募集を行う際に本日の内容が外部に漏れますと、公正な選考の妨げになってしまいます。あわせて委員には守秘義務が課せられておりますので、この点につきましては、くれぐれもご注意をお願いいたします。

なお、保護者委員の方につきましては、保護者を代表してご参加いただいておりますので、一定の情報提供が必要な部分があるかと思えます。そちらにつきましては、できるものできないものがありますが、応募開始について、応募した法人について、法人決定について等の内容につきましては、事務局から保護者の方に情報提供してまいりたいと考えておりますのでご安心いただければと思います。

以上です。

#### 【会長】

ありがとうございました。

今の話にもありましたように、保護者の方には事務局からいろいろ対応させていただくということになっております。皆さん、十分ご理解いただいているとは思いますが、守秘義務といった点についてご注意をお願いしたいと思います。

それでは、続いて事務局から法人決定までの「今後のスケジュール（案）」について報告をお願いしたいと思います。

#### 【事務局】

(資料5をもとに今後のスケジュール（案）について説明)

#### 【事務局】

なお、第3回、第4回選定審査会の日程についてですが、事前にお伺いした日程調整表を基に提案させていただきます。第3回を1月22日土曜日15時からで、第4回を2月2日水曜日16時から、予備日を2月18日金曜日16時からと考えており、事務局として提案させていただきます。

#### 【会長】

ありがとうございました。

事務局から日程の提案がありましたが、皆様方がいかがでしょうか。

#### 【委員】

第3回選定審査会の予備日はないということでしょうか。

**【事務局】**

新型コロナウイルス感染症の場合が想定されますが、第3回選定審査会がもし実施できない状況であれば、第4回選定審査会の日程で第3回を実施し、予備日の日程で第4回選定審査会を実施するという想定で考えています。

**【委員】**

第4回選定審査会の予備日が決められているのはプレゼンとかの関係でということですか。

**【事務局】**

予備日を1つ設けておけば、第3回と第4回の選定審査会のいずれかができなかったときに、予備日も含めて2回実施できるという考えで設定しています。

なお、今回この日程調整に当たりましては、実は保護者委員の何名かの方に無理を申し上げてご都合を合わせていただいております。ありがとうございました。この場を借りてお礼申し上げます。

**【委員】**

第3回は書類審査、第4回がプレゼンテーション審査ですね。

**【事務局】**

そうですね。

**【委員】**

第4回の選定審査会のたまかなイメージとしては応募法人のプレゼンテーションを聞くと思いますが、その後、採点となりますか。

**【事務局】**

第4回選定審査会では、まず第3回の書類審査の時の採点について振り返っていただきます。その後、現地見学に参加した委員の方から内容を報告していただいて、その後にプレゼンテーションということで、法人の保育理念や、応募動機等特にお伝えしておきたいことを話されます。プレゼンテーションの後に、質疑応答の時間があり、法人のプレゼンテーションの内容についてや、それ以外の内容でも結構ですので、質疑を行っていただきます。その後、質疑を終えれば、法人は退室されます。法人が退室されてから、また、それを基に皆さんで意見交換しながら、最後の点数をつけていくというのが第4回選定審査会の流れになります。

**【委員】**

どれぐらい法人の応募があつて、何時ぐらいに終わる予定でしょうか。

**【事務局】**

第4回選定審査会について、参考ですが、前回の渚・渚西保育所民営化の際は応募が1法人でしたが、時間は2時間40分程かかっています。その前の走谷保育所民営化の際は応募が2法人でしたが、時間は3時間30分程かかっております。応募する法人数にもよりますが、時間はかなりかかると考えております。

**【事務局】**

第3回選定審査会の書類審査も同様で、応募法人が多いと見る書類が多いので、お時間はかかってしまうと思われます。そこで少し早めの時間に開始させていただきたいと考えています。

**【委員】**

今回、募集範囲を奈良県と京都まで拡大したということで、なるべく多くの法人に応募いただいて、その中から一番よいところを選定するということだと思いますが、応募法人が増える可能性はあると考えておいたほうがいいでしょうか。

**【委員】**

応募法人の数に上限はないのですか。

**【事務局】**

上限はありません。

**【委員】**

仮に極端な話で言うと、10法人の応募があれば10法人とも審査するのですか。

**【委員】**

例えば、書類審査の段階で、いかにもこれはもうおかしいという応募があれば、書類審査だけで落とすということもないのですか。

**【事務局】**

募集要項の内容が守られていないということであれば、そういったことも考えられますが、そういう内容では応募書類を提出してこないと思いますので、応募があった法人は一定審査するところになるかと考えています。

**【委員】**

全て審査するということですね。

**【事務局】**

そうですね。余りに多くの応募になると、このスケジュールで実施できるかというご相談になると思いますが、基本的には書類審査もプレゼンテーション審査も1日ずつで実施できればと、現時点では考えています。

**【副会長】**

恐らく11月7日の現地説明会の時点である程度応募を考えている法人数は分かるので、それでかなり多くの法人が来られたら、また日程を事務局で考え直してもらって、調整してもらうことになるかと思えます。5つも応募があれば、1日では絶対審査が終わらないと思えますし、3つの応募でも厳しいという気もします。11月7日に現地説明会に多くの法人が来ても、応募書類を出してこないということもあるので、12月の応募締切後のあたりで、もし応募法人数が多かったら、また日程調整してもらうことになりま

すよね。

**【事務局】**

はい、そうですね。

**【副会長】**

さすがに3つや4つの法人の審査は、あの時間からはできません。夜10時や11時までには審査できないと思います。

**【事務局】**

そこは難しいと考えています。

**【事務局】**

応募の最大数は11月7日で見込みがつかますので。

**【副会長】**

お願いします。

**【委員】**

心づもりとして何法人が現地説明会に来て、何法人から応募があったという内容は、事前に委員に知らせていただくことはできますか。

**【事務局】**

もちろんお伝えいたします。委員の方だけでなく、保護者の方にも、そのお知らせはしておりますので安心ください。

**【委員】**

ありがとうございます。

そうすると年明け1月に入ってから、今こういう状況ですということをお知らせいただけるようなイメージでよろしいでしょうか。

**【事務局】**

そうですね。12月20日に応募を締め切りますので、どの法人が応募してきたかについては、ホームページでも公表しますし、委員の皆様にもお伝えさせていただきます。

**【委員】**

分かりました。

**【事務局】**

応募締め切りの翌日ぐらいには、公表できるようなスケジュールで、いつもお知らせしております。

**【委員】**

分かりました。ありがとうございます。

**【委員】**

第4回選定審査会のプレゼンテーション審査と、運営法人の選定のところは、また別の日程になりますか。

**【事務局】**

同じ日程となります。

**【委員】**

同じ日にどこまで審査が行われますか。

**【事務局】**

第4回選定審査会ではプレゼンテーション審査を行い、同日に運営法人の選定も行います。最後に、答申を行う際に選定審査結果についても書類にまとめるので、今日お話があった附帯意見についても選定審査結果をまとめる際に決定します。審査後、市に対して答申をしてというところになりますので、第4回選定審査会では、選定審査結果での附帯意見までも含めて行います。

**【委員】**

附帯意見が出て、こういう形でまとめましたという点については、第5回選定審査会等を開催するのでしょうか。第4回選定審査会で終わりでしょうか。

**【事務局】**

第5回の選定審査会は予定しておりません。附帯意見のところでのお話でしょうか。

**【委員】**

附帯意見が出た後に、おそらく文章におこされると思いますが、その文章の確認といったことは特にないのでしょうか。

**【事務局】**

附帯意見は一定事務局で作らせていただいたものを、1番最後の法人選定のところで案として出させていただきます。で、そこから例えば今回の内容であれば、こういう内容を入れたほうがいいのかというようなご意見をいただき、それを最後どのような文章にするのかについて、いつも会長に一任いただいておりますが、また、その際にお諮りしたいと思います。

**【委員】**

附帯意見の案は、第4回選定審査会の運営法人の選定のタイミングで案がもう出てくるということでしょうか。

**【事務局】**

はい、そのように考えています。

**【事務局】**

第3回選定審査会の書類審査のご意見や、やり取り等々も出てきますので、そういったところを参考に入れながら案をお示ししています。

**【事務局】**

ただ、事務局案からはやはり内容が変わることもあります。

**【委員】**

はい、分かりました。

**【会長】**

応募法人の数によっていろいろスケジュールというのは、また変わる可能性もあります。一旦は今の日程で進めさせていただけたらと思います。また、11月7日の現地説明会や、12月20日の応募締め切りのところで応募法人数が決定してまいりますので、それを基に、またスケジュール調整が必要な場合は調整させていただくということになるかと思います。委員の皆様におかれましては忙しい中、調整をさせていただくことになり、本当にありがとうございます。よろしくお願いをしたいと思います。

今日もとても大切なご意見をいただいています。今後に関しても、そのようなことを、また、この場で共有したいということがありますので、今後も引き続き共有し続けながら審査を進めさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

また、法人経理というものが、審査の項目の中にあります。法人経理につきましては、なかなか我々では判断できない部分でありますので、法人経理の分野に関しては専門家の今西委員に事前に集中的に見ていただきたいと思います。次回の選定審査会のときにご説明をいただければと考えていますが、今西委員、いかがでしょうか。

**【委員】**

はい、承知しました。

**【会長】**

よろしくお願いをいたします。

今西委員に事前審査の件をご了承いただきましたので、事務局は今後、今西委員と日程調整を行っていただきまして、事前に審査を進めていただけたらと思いますので、よろしくお願いをいたします。

これで、本日の案件は全て終了させていただきました。今後に関しても、いろいろ問題を共有しながら審査を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、以上をもちまして、終了させていただきたいと思っております。本日の会議は長い時間本当にありがとうございました。